

平成30年3月23日

岡崎市条例第15号

岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布する。

岡崎市長 内田康宏

## 岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 介護医療院(第3条～第11条)

第3章 ユニット型介護医療院(第12条～第17条)

第4章 雜則(第18条)

### 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。次条において「法」という。)

第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 介護医療院

(基本方針)

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。第13条第2項において同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。第13条第2項において同じ。)、居宅サービス事

業者(居宅サービス事業を行う者をいう。第13条第2項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第4条 介護医療院は、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、医師及び看護師にあっては介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。第6条及び第14条において「厚生労働省令」という。)で定める員数を、その他の従業者にあっては規則で定める基準による員数を置かなければならぬ。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護師又は准看護師
- (4) 介護職員
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (6) 栄養士
- (7) 介護支援専門員
- (8) 診療放射線技師
- (9) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

(管理者)

第5条 介護医療院は、規則で定めるところにより、管理者を置かなければならぬ。

(施設)

第6条 介護医療院は、次に掲げる施設を設けなければならない。この場合において、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室にあっては厚生労働省令で定める基準により、その他の施設にあっては規則で定める基準によらなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室

- (5) 談話室
  - (6) 食堂
  - (7) 浴室
  - (8) レクリエーション・ルーム
  - (9) 洗面所
  - (10) 便所
  - (11) サービス・ステーション
  - (12) 調理室
  - (13) 洗濯室又は洗濯場
  - (14) 汚物処理室
- (構造設備)

第7条 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める介護医療院の建物は、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、介護医療院の構造設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第9条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、その療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならぬよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該介護医療院サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(秘密保持等)

第10条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (苦情への対応)

第11条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

### 第3章 ユニット型介護医療院

(この章の趣旨)

第12条 前章(第4条及び第5条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第14条第1号イにおいて同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第13条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第14条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を設けなければならない。この場合において、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室にあっては厚生労働省令で定める基準により、その他の施設にあっては規則で定める基準によらなければならない。

(1) ユニット

- ア 療養室
- イ 共同生活室
- ウ 洗面設備
- エ 便所

(2) 診察室

(3) 処置室

(4) 機能訓練室

(5) 浴室

(6) サービス・ステーション

(7) 調理室

(8) 洗濯室又は洗濯場

(9) 汚物処理室

(構造設備)

第15条 ユニット型介護医療院の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型介護医療院の建物は、準耐火建築物とすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の構造設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該介護医療院サービスの提供を受ける入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急や

むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第17条 第8条、第10条及び第11条の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

#### 第4章 雜則

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項及び第15条第1項の規定は、適用しない。

3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項及び第15条第1項の規定は、適用しない。